

人のうごき

令和8年7月届出分を掲載（希望者のみ）

おたんじょう

山本	いつき 一葵くん	（純也・美優）	緑町
伊藤	つばき 椿ちゃん	（拓輝・香緒里）	南町
神力	おうが 皇賀くん	（琢真・帆野佳）	幸町
阿部	れのん 玲音くん	（香菜子）	北4の2

ごけっこん

九谷 彰人さん 小笠原 容子さん 栄町

おくやみ

入江 良一さん	91歳	朝日
栢 テルさん	86歳	朝日
中村 勝美さん	81歳	寿町
松倉 テル子さん	96歳	栄町
熊林 篤志さん	50歳	緑町

人口と世帯数（7月末）

人 口	5,660 人	（－ 3）
男	2,760 人	（ 0）
女	2,900 人	（－ 3）
世帯数	3,250 世帯	（－ 4）

（ ）は前月比

戸籍の届出について

戸籍の届出は休日にも対応しています。休日にお越しの際には連絡事項等がございますので、事前に町民課総合受付係までお電話ください。（☎ 68-7003）



まちの法律

ひまわり 便り



「成年後見は一度始めると終われない？」 ～成年後見等の制度改革について～

認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない方を法律面から支える仕組みが成年後見制度です。現在の法定後見制度は、判断能力の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれています。これらの制度は、預貯金の解約や不動産売却のために利用されることがあります。しかし、現在の「後見」や「保佐」は、本人の判断能力が回復しない限り、原則として終了せず、後見人等は、財産管理や家庭裁判所への報告等の義務を負い続けます（なお、「補助」は、権限が不要になれば、家庭裁判所へ申立てを行うことにより、補助人に与えられた同意権や代理権は取り消され、すべての権限がなくなった場合には、補助開始の審判自体も取り消されることになります。）。

こうした問題を見直す改正法が、令和8年6月17日に成立し、同月24日に公布されました（公布の日から起算して2年6か月を超えない範囲内において政令で定める日に施行されますが、具体的な施行日は未定です。）。新制度では「後見」と「保佐」を廃止し、「補助」に一本化され、家庭裁判所が本人に必要な行為を選び、その範囲で補助人に同意権や代理権を与えます。判断能力を欠く状態にある方には「特定補助人」を付け、財産上の行為を取り消す権限などを与えることもできます。必要な保護を残しつつ、本人の権利を必要以上に制限しない制度です。

また、本人の判断能力が回復していなくても、支援が不要になれば、家庭裁判所は同意権や代理権の全部又は一部を取り消すことができます。すべての権限が不要になれば、補助そのものも終了します。また、補助人には、本人に情報を伝え、意向を把握・尊重することが明記されました。すでに後見や保佐を利用している方も、施行と同時に自動終了するわけではなく、原則として従来の制度が続きます。施行後は、家庭裁判所への申立てにより、現在の後見や保佐を終了させたり、新制度へ切り替えることも可能です。

成年後見制度は、本人の財産や生活を守る重要な制度です。利用前には、どのような支援が、どの程度必要かを考えることも大切です。預貯金の管理や不動産処分、遺産分割などで利用を検討するときは、将来の見通しも含めて専門家に相談しましょう。

留萌ひまわり基金法律事務所 弁護士 海北 健太
☎ 0164-42-3341

羽幌小学校プール開放中

開放期間 9月6日(日)まで
開放時間 火・木曜日 15時00分～21時00分（夏休み期間は13時00分～21時00分）
土曜日 13時00分～21時00分
日曜日 10時00分～21時00分
休館日 毎週月・水・金曜日 お盆期間(8月13日～8月15日)



お問合せ 社会教育課体育振興係（総合体育館内） ☎ 62-6030



広報はぼろ 令和8年8月号 No.758 発行 羽幌町 078-4198 北海道苫前郡羽幌町南町1番地1 編集 地域振興課
電話 0164(68)7013 FAX 0164(62)1219 メール c-kouhou@town.haboro.lg.jp ホームページ www.town.haboro.lg.jp